

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月16日（平成28年（行情）諮問第142号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行情）答申第44号）

事件名：特定文書について特定公共職業安定所で作成するに当たり取得した文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書17（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月15日付け新労発安0915第1号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人の請求意図に合致したものが見当たらず、行政文書の特定をやり直すため、審査請求を行った。

開示決定を行った「1 開示する行政文書の名称等」は、以下の通りです。

「特定市への情報公開によって得られた下記①ないし③の特定文書について、特定ハローワークで作成するにあたり取得・収受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、下記①ないし③の特定文書を含め、特定市へ下記①ないし③の特定文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書」

① sent：特定年月日特定時刻 subject：常設窓口の推進策について

② 特定施設、特定区常設窓口における生保事業推進策（案）

③ 3 生保事業期間満了者（打ち切りを含む）の再求職登録の取り扱い

い

平成26年10月29日付けの特定ハローワークが作成した「特定施設、特定区常設窓口における生保事業推進策（案）」（新規求職支援に係る生保支援対象者の割合50パーセント対策について）において、「1 支援対象者の推進について」の「（1）当所選定の推進」で、特定ハローワークは、「支援対象外の生活保護受給者（以下「生保者」という。）で積極的に就職活動を行っている者は、当所選定により支援対象者とする。」

この支援対象外と言うのは、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者でないということである。特定ハローワークは、「積極的に就職活動を行っている者」は、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領P6の「8 支援の方法及び内容（1）支援要請ア支援要請の手順」の中で、「ただし、安定所は福祉事務所等の長からの要請とは別に、安定所利用者の中から自ら同様の方法で支援候補者を選定することができる。」と書かれている。

P7の「（2）支援対象者の選定」は、「支援対象者は支援候補者から選定し、原則として次のアからウにより選定する。」となっている。

どこにも、特定ハローワークの行政機関単独の決定により、このような形で生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者としていいとの記述は見当たらない。

また、「4 今後の生保事業支援対象者外の求職登録中の者（生保者）への対応」の「（1）積極的に就職活動している求職者」の「上段で記載したとおり、速やかに当所選定で支援対象者とする。」との記述は、この文書にしか存在しない。「（2）就職活動証明のみを目的とした生保者」で「先般、厚生労働省から就職活動状況報告書の証明のための相談は中止するよう強く指示された。」との記述に、該当する厚生労働省通知は存在しない。新潟労働局は、審査請求人の請求意図に答えていない。

職首発0607第2号、職派就発0607第2号の平成25年6月7日付けの「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」の別添の「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」の別紙3の平成〇〇年〇月分就職活動状況・収入申告書（様式例）は、就職活動証明を行うものではない。

この文書を書いた人間は、全く理解していない。

「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」の「1 ハローワークにおける就職活動の実施状況の確認」で、確かに「ついでには、ハローワークにおいて、当該申告書の提出が必要である者からこのような申し出があった際には、就職活動の内容等を確認の上、

当該申告書の確認欄に職業相談担当者などが署名するなど、適切に対応されたい。」となっているが、就職活動証明とは書かれていない。なぜなら、あくまで、求職活動状況の申告の記述内容をあくまで確認を行うものであって、証明を行うために、署名や押印する訳ではないからだ。

「また、当該申告書の確認の際に、ハローワークの専門的見地から現在の活動内容では、就労の目途が立たないと判断される場合は、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言されない。」

「さらに、当該申告書の確認の際等に求職活動が停滞している状況を把握した場合は、適宜来所を勧奨し相談を行う等により求職活動を促すこと。」となっている。この文書の元になっている厚生労働省通知が開示されていない。

(2) 意見書（平成28年3月23日及び平成29年4月12日審査会収受）
について

審査請求人は、意見書の中で、主に、以下アないしエの主張をしているものと解される。

ア 別紙の2に掲げる文書1ないし文書3の生活保護受給者等就労自立促進事業の実施要領の個人票Bの様式（実際に、特定ハローワークで使われているもの）の開示が不足している。

イ 福祉事務所は、生保事業の実施要領の別添4-1の要請及び別添4-2の個人票Aの作成（及び職安への提出）を必ず行わなければならない。

ウ ハローワークと福祉事務所で構成される就労支援チームは、生保事業の実施要領の別添5の個人票Bに記載し、支援対象者名簿を作製することとなっている。

エ 別紙の2に掲げる文書15ないし文書17において、一体的事業実施要領の別紙1～3の記載がなければ、特定区の常設窓口等は全く動かない。個別の協定による文書等さえ、最低限のものを出そうとする意思が見られない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成27年7月8日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定市への情報公開によって得られた別紙特定文書について、特定公共職業安定所（以下「特定ハローワーク」という。）で作成するにあたり取得・収受・保存し、なおかつ作成・保存している行政文書」に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁において、同年7月29日付けで、本件開示請求対象となる行政文書の特定のため、審査請求人に補正を求めたところ、同年8月7日付けで、審査請求人から、請求する行政文書の名称等を「特定市への情

報公開によって得られた別紙特定文書について、特定ハローワークで作成するにあたり取得・收受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、別紙特定文書を含め、特定市へ別紙特定文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書。」に補正する申出があった。

(3) 補正された開示請求に対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は対象行政文書の特定に不服があるとして、同年11月17日付け(同月18日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は、本件対象文書の特定が不足している旨の不服申立てであると考えられるが、下記3のとおり、原処分における本件対象文書の特定は適正に行われているものであり、原処分は妥当であることから、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定の考え方について

ア 本件請求対象の行政文書については、

- ① 特定ハローワークが作成・保有している別紙特定文書に相当する行政文書
- ② 別紙特定文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書
- ③ 特定ハローワークから特定市へ別紙特定文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該特定文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書

に該当するものと考えられる。

開示請求書に添付された別紙特定文書を確認するに、別紙1枚目は、特定市の担当職員に対し、別紙2, 3枚目の文書を送付するために特定ハローワークの担当職員が作成したメール文書(以下「特定メール文書」という。)であり、別紙2, 3枚目は、平成26年10月29日に、特定ハローワークと特定市の担当職員が打合せを行った後、特定メール文書に添付して送付された資料(以下「特定資料」という。)であることが判明した。

イ 特定メール文書は、特定資料を送付するための形式的な送付文であることは明らかであり、処分庁に経緯を確認したところ、特定ハローワーク担当職員が特定メール文書を作成した上で特定資料を添付して送信し、特定市担当職員への到達が確認された後は、特段保管を要する文書ではなかったことから、自らの判断で破棄したとのことであった。

ウ 特定資料は、平成25年度から実施している「生活保護受給者等就労自立促進事業」(以下「生保事業」という。)を、特定ハローワー

クが特定市と連携して実施するにあたり、特定ハローワークで作成した文書である。

生保事業とは、ハローワークが地方公共団体との協定等に基づき、地方公共団体への安定所の常設窓口の設置、地方公共団体への巡回相談の実施などにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を行い、生活保護受給者等の就労による自立を促進する事業である。

特定資料の標題は「特定施設、特定区常設窓口における生保事業推進策（案）」となっており、特定箇所に設置した常設窓口における生保事業をさらに推進するための考え方、方針、具体的な取り扱い等が記述されている。

すると、上記ア②に該当する行政文書は、特定ハローワークで取得し、特定資料の作成にあたり依拠した常設窓口における生保事業の推進に関する記述がある文書であると考えられ、上記ア③に該当する行政文書は、特定ハローワークから特定市へ特定資料を提供して以降、開示請求日までの間に、特定資料に関して特定ハローワークが作成した文書又は特定ハローワークで取得した常設窓口における生保事業の推進に関する記述がある文書と考えられる。

(2) 本件対象文書について

処分庁において、上記3(1)に該当する文書を探索し、本件対象文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書17を特定した。

ア 文書1ないし3は、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長あてに生保事業の実施についての要領（以下、第3においては「生保事業実施要領」という。）が通知されたことを受けて、新潟労働局職業安定部長から新潟労働局管内の各公共職業安定所長（以下「所長」という。）あてに指示を行ったものである。この生保事業実施要領では、

- ① 生活保護受給者等に関する就労支援の要請は、福祉事務所等の長から所長に対して行われることになっているが、福祉事務所等の長からの要請とは別に、生保事業による支援要請によらず、直接ハローワークの一般紹介窓口等に来所した場合であって、職業相談等の過程で生活保護受給者等であることが判明した者のうち、就労に向けて生保事業による支援が必要と判断される者を、ハローワークが自ら支援候補者として選定することができること
- ② 地方自治体とのワンストップ型の就労支援体制の整備の一つとして、福祉事務所等内地方自治体の施設内にハローワークの常設窓口の設置・運営について記述し、事業の実施体制、支援対象者の範

困，支援の方法及び内容等は，生保事業実施要領で示す内容に準じて地方自治体との調整により決定すること等について記述している。

イ 文書4ないし6は，厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長あてに生保事業の運用についての内かん（以下，第3においては「生保事業運用内かん」という。）が通知されたことを受けて，新潟労働局地方訓練受講者支援室長から新潟労働局管轄内の各所長あてに指示を行ったものである。

このうち，文書5及び6に係る生保事業運用内かんでは，常設窓口における業務運営について記述しており，当該記述の中で，「生保事業に係る支援要請を受けることなくハローワークの就職支援ナビゲーターが相談対応を行っている生活保護受給者等については，支援要請を行ってもらうべきであり，速やかな支援要請が難しい者については福祉事務所側での支援が完了してから支援要請を行ってもらうよう是正すること。支援要請を受けない単なる求職活動のための利用拠点として継続的に常設窓口を活用することは認められない。」と指示を行っている。

ウ 文書7は，平成26年10月29日に特定市に送付した特定資料について，特定ハローワークにおいて文言の精査を行い，同月31日に特定市の生活保護担当者に改めて手交した文書である。

エ 文書8は，平成25年5月16日付社援発0516第18号「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（文書10の別紙別添文書。以下「社援局長通達」という。）において，就労可能な生活保護受給者が，生活保護費を受給するための要件である「稼働能力の活用」について，保護の実施機関が確認するための様式例として示されたひな形を基に，特定市が様式を定め，生活受給者に提出を求めているもの及びその記載例である。

オ 文書9は，生活保護受給者のうち，就労活動促進費の対象となる者について，文書8と同様に特定市が様式を定めているもの及びその記載例である。

就労活動促進費とは，保護の実施機関が，早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって，就労による自立に向け，自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者に対し，ハローワークにおける求職活動（職業相談，職業紹介，求人先への応募等）等を一定程度以上行っていることを要件として月額5千円を支給するものである。

カ 文書10は，社援局長通達が各都道府県知事，指定都市市長及び中

核市市長あてに通知されたことを受けて、厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官及び派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長あてに、平成25年6月7日付け職首発0607第2号・職派就発0607第2号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」（以下「安定局連名内かん」という。）により、ハローワークにおける求職活動の実施状況の確認や、当該確認の際にハローワークの専門的見地から現在の活動内容では就労の目途が立たないと判断される場合は、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言すること等についての指示が行われ、当該指示が通知されたことを受けて、新潟労働局地方訓練受講者支援室長から新潟労働局管轄内の各所長あてに指示を行ったものである。

キ 文書11は、平成25年7月1日付けで、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて社援発0701第5号「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」が通知されたことを受けて、厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官及び派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長あてに、平成25年7月11日付け職首発0711第2号・職派就発0711第1号「生活保護法による保護の実施要領の一部改正（就労活動促進費の創設）について」が通知され、これを受けて、新潟労働局地方訓練受講者支援室長から新潟労働局管轄内の各所長あてに指示が行われたものである。

ク 文書12ないし14は、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長あてに生活福祉・就労支援協議会の設置についての要領が通知されたことを受けて、新潟労働局職業安定部長から新潟労働局管内の各所長あてに指示を行ったものである。

生活福祉・就労支援協議会とは、各都道府県及び地域（原則として一つのハローワークの管轄区域をいう。）において、福祉部門及び雇用部門の各機関の間において連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的として、各機関の実務責任者から構成される協議会である。

本協議会では、都道府県・地域内の福祉と雇用の動向に関する確認、生保事業及びこれと連携する各支援施策の運用上の取扱いの調整と確認、生保事業に係る就労支援の目標等について協議することとしており、当該協議を踏まえて、書面により生保事業の実施に係る協定を策定し締結することとしている。

ケ 文書15ないし17は、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長あてに一体的実施事業の実施についての要領が通知されたもの

である。

一体的実施事業とは、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)において、希望する地方公共団体において、国の行う無料職業紹介等の事務と地方公共団体の行う福祉等に関する業務が地方公共団体の主導の下、一体的に実施することとされたものである。

なお、審査請求人が開示請求書に添付してきた別紙の1枚目の特定メール文書については、上記(1)イのとおり、特定ハローワークにおいては既に破棄しているため保有していないものであり、また、処分庁に確認したところ、特定市へ特定資料を提供した以降開示請求日までの間に、特定資料に関しては、内容に特段の変更がないことから、新たに作成する必要はなかったため作成していない、とのことであった。

また、処分庁で特定した本件対象文書の範囲は適正であったものの、開示を実施した際に、文書5及び6の最後のページに当たる別添9の添付が漏れていたことが判明したため、処分庁において、改めて当該添付漏れの文書の開示を追加で実施している。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「審査請求人の請求意図に合致したものが見当たらない」等と主張するが、本件対象文書の特定については、本件開示請求に基づき、上記3(1)、(2)及び下記アないしウで示すとおり適正に行われているものであり、審査請求人の主張は失当である。

ア 審査請求人は、「どこにも、特定ハローワークの行政機関単独の決定により、このような形で生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者としていいとの記述は見当たらない。」、「また、4 今後の生保事業支援対象外の求職登録中の者(生保者)への対応の(1)積極的に求職活動している求職者の“上段で記載したとおり、速やかに当所選定で支援対象者とする。”との記述は、この文書にしか存在しない。」などと主張するが、文書1ないし3の生保事業実施要領において、上記3(2)ア①のとおり記載されているところである。

イ 審査請求人は、「(2)就職活動証明のみを目的とした生保者で、“先般、厚生労働省から求職活動状況申告書の証明のための相談は中止するよう強く指示された。”との記述に、該当する厚生労働省通知は存在しない。」などと主張するが、上記3(2)イのとおり、生保事業運用内かんに、「支援要請を受けない単なる求職活動のための利用拠点として継続的に常設窓口を活用することは認められない。」との指示が記載されているところである。

ウ 審査請求人は、「“また、当該申告書の確認の際に、ハローワーク

の専門的見地から現在の活動内容では、就労の目途が立たないと判断される場合は、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言されたい。” “さらに、当該申告書の確認の際等に求職活動が停滞している状況を把握した場合は、適宜来所を勧奨し相談を行う等により求職活動を促すこと。” となっている。この文書の元になっている厚生労働省通知が開示されていない。」などと主張するが、当該審査請求人が引用した文は、文書10別紙の安定局連名内かんに記載されているものであり、さらに、当該安定局連名内かんの発出根拠である社援局長通達については、同文書10の別紙別添文書として添付されているところである。

4 結論

以上のとおり、原処分における本件対象文書の特定は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年2月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月23日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成29年3月23日 | 審議 |
| ⑤ | 同年4月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ | 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

別紙の1に掲げる本件請求文書の開示請求について、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書17（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人の請求意図に合致したのが見当たらず、文書の特定をやり直すため、原処分を取り消すべきとしている。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、処分庁の本件対象文書の特定の考え方として、(i) 特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①ないし③の文書に相当する行政文書、(ii) 別紙の1の①ないし③の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書、(iii) 特定ハローワークから特定市へ別紙の1の①ないし③の文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該別紙の1の①ないし③の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書のいずれかに該当するものであると説明する。

本件請求文書が、「特定市への情報公開によって得られた別紙の1の①ないし③の文書について、特定ハローワークで作成するにあたり取得・収受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、別紙の1の①ないし③の文書を含め、特定市へ別紙の1の①ないし③の文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書」であることから、上記の処分庁の本件対象文書の特定の考え方は、妥当であると認められる。

(2) 処分庁は、本件対象文書として、上記(1)の(i)に該当するものとして別紙の2に掲げる文書7を特定し、上記(1)の(ii)に該当するものとして別紙の2に掲げる文書1、文書2、文書4、文書5、文書8ないし文書13、文書15及び文書16を特定し、上記(1)の(iii)に該当するものとして別紙の2に掲げる文書3、文書6、文書14及び文書17を特定し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書17を全部開示する原処分を行っている。

ア 上記(1)の(i)「特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①ないし③の文書に相当する行政文書」に該当する文書について

(ア) 当審査会において確認したところ、別紙の1の①ないし③の文書は、特定ハローワークが特定市に提供した文書であり、①の文書は、②及び③の文書を電子メールで送信した際の通信文、②及び③の文書は、一体として「特定施設、特定区常設窓口における生保事業推進策(案)」と題する文書であり、このうち、②の文書は、「1 支援対象者の推進について」及び「2 今後の新規求職者(初めて窓口を利用する者)の取り扱いについて」の副題であり、③の文書は、「3 生保事業期間満了者(打ち切りを含む)の再求職登録の取り扱い」及び「4 今後の生保事業支援対象外の求職登録中の者(生保者)への対応」の副題となっており、特定箇所に設置したハローワークの常設窓口における生保事業を更に推進するための考え方、方針、具体的な取扱い等が記述されていることが認められる。

また、諮問庁は、別紙の1の①の文書については、特定ハローワーク担当職員が別紙の1の②及び③の文書を作成した上で同文書を添付して送信し、特定市担当職員への到達が確認された後は、特段保管を要する文書ではなかったことから、自らの判断で破棄したと説明しており、当該諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

(イ) また、諮問庁は、特定ハローワークが平成26年10月29日に特定市に別紙の1の②及び③の文書を送信した後、特定ハローワークにおいて文言の精査を行い、一部修正した上で、同月31日に特定市担当者に改めて手交した文書が、別紙の2に掲げる文書7であ

ると説明する。

当審査会において確認したところ、文書7は、上記諮問庁の説明のとおり、別紙の1の②及び③の文書に文言の修正が行われたものであることが確認され、上記(1)の(i)の「特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①ないし③の文書に相当する行政文書」に該当するものと認められる。

イ 上記(1)の(ii)「別紙の1の①ないし③の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書」に該当する文書について(ア)諮問庁は、上記(1)の(ii)の「別紙の1の①ないし③の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書」に該当する文書は、別紙の2に掲げる文書1、文書2、文書4、文書5、文書8ないし文書13、文書15及び文書16であり、その概要は以下aないしhのとおりであると説明する。

a 文書1及び文書2

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の各年度において厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長宛てに発出された生保事業の実施要領又は同要領の一部改正が添付された実施指示の通知を受けて、新潟労働局職業安定部長が管内各公共職業安定所長宛てに発出した同事業の実施指示である。

b 文書4及び文書5

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の各年度において、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出された地方公共団体との協定の策定・締結等を内容とした「生保事業の運用について」の通知を受けて、新潟労働局求職者支援室長(平成25年度)又は同局地方訓練受講者支援室長(平成26年度)が、管内各公共職業安定所長宛てに発出した同事業の運用についての指示である。

c 文書8

当該文書は、就労可能な生活保護受給者が生活保護費を受給するための要件である「稼働能力の活用」について、厚生労働省通知(下記注)において保護の実施機関が確認するための様式例として示されたひな形を基に、特定市が同市としての様式を定め、生活保護受給者に提出を求めている「求職活動状況申告書」及びその記載例である。

(注)厚生労働省通知

平成25年5月16日付け社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長・中

核市市長宛て「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（別紙の2に掲げる文書10の中の別紙別添）

d 文書9

当該文書は、生活保護受給者のうち就労活動促進費の対象となる者について、上記の文書8と同様に、厚生労働省通知に示されたひな形を基に、特定市が同市として様式を定め、当該者に提出を求めている「求職活動状況申告書」及びその記載例である。

e 文書10

当該文書は、平成25年度に、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛てに「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」が発出されたことに伴い、厚生労働省職業安定局首席職業指導官等の連名で各都道府県労働局職業安定部長宛てに、「ハローワークの専門的見地から現在の求職活動内容では、就労の目途が立たないと判断される場合には、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言すること」等が通知、指示されたことを受けて、新潟労働局求職者支援室長が管内各公共職業安定所長宛てに発出した「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」という標題の指示の通知である。

f 文書11

当該文書は、平成25年度に、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛てに「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）」が発出され、その中で、早期に就労による保護脱却が可能と保護の実施機関が判断する者を対象とした「就労活動促進費」が創設されたことに伴い、厚生労働省職業安定局首席職業指導官等の連名で各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出された「生活保護法による保護の実施要領の一部改正（就労活動促進費の創設）について」の通知を受けて、新潟労働局求職者支援室長が管内各公共職業安定所長宛てに発出した同じ標題の指示の通知であり、上記eの本省通達及び新潟労働局通達の「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」について、就労可能な被保護者を、就労活動促進費の対象者に読み替えることにより、適切な対応を指示しているものである。

g 文書12及び文書13

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の各年度において、厚生労働省の関係各部局長連名で各都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）長及び各都道府県労働局長宛てに発出された「生活福祉・就労支援協議会設置要領の改正について」（平成25年度及び26年度）の通知を受けて、新潟労働局職業安定部長が管内各公共職業安定所長宛てに発出したその運用について指示した同じ標題の通知である。

なお、生活福祉・就労支援協議会とは、各都道府県の区域及びハローワークの管轄区域のそれぞれにおいて、地方公共団体の福祉部門及び労働局の雇用部門の各機関の実務担当者から構成され、生保事業及びこれと連携する各支援施策の調整や、書面による生保事業の実施に係る協定を策定・締結することなどとしているものである。

h 文書15及び文書16

当該文書は、平成24年度及び平成25年度の各年度において、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長等宛てに発出したそれぞれの翌年度から施行する「一体的実施事業実施要領の改正について」の通知である。一体的実施事業とは、「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）において、希望する地方公共団体において、国の行う無料職業紹介等の事務と地方公共団体の行う福祉等に関する業務が地方公共団体の主導の下、一体的に実施することとされたものであり、当該実施要領では、生保事業に規定する常設窓口については、一体的実施事業における一体的実施施設として取り扱うこととされている。

(イ) 当審査会において確認したところ、文書1、文書2、文書4、文書5、文書10ないし文書13、文書15及び文書16は、常設窓口における生保事業の推進に関する記述があり、また、文書8及び文書9は、別紙の1の③の文書に記載されている「求職活動状況申告書」の様式を定めるものであることから、これらの文書は、上記(1)の(ii)の「別紙の1の①ないし③の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書」に該当するものと認められる。

ウ 上記(1)の(iii)「特定ハローワークから特定市へ別紙の1の①ないし③の文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該別紙の1の①ないし③の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書」に該当する文書について

(ア) 諮問庁は、上記(1)の(iii)の「特定ハローワークから特定市

へ別紙の1の①ないし③の文書を提供した以降，開示請求日までの間に，当該別紙の1の①ないし③の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書」に該当する文書は，別紙の2に掲げる文書3，文書6，文書14及び文書17であり，その概要は以下aないしdのとおりであると説明する。

a 文書3

当該文書は，平成27年度に厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長宛てに発出された生保事業の実施要領又は同要領の一部改正が添付された実施指示の通知を受けて，新潟労働局職業安定部長が管内各公共職業安定所長宛てに発出した同事業の実施指示である。

b 文書6

当該文書は，平成27年度に厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出された地方公共団体との協定の策定・締結等を内容とした「生保事業の運用について」の通知を受けて，新潟労働局地方訓練受講者支援室長が，管内各公共職業安定所長宛てに発出した同事業の運用についての指示である。

c 文書14

当該文書は，平成27年度に厚生労働省の関係各部局長連名で各都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）長及び各都道府県労働局長宛てに発出された「生活福祉・就労支援協議会の設置について」の改正について」の通知を受けて，新潟労働局職業安定部長が管内各公共職業安定所長宛てに発出したその運用について指示した同じ標題の通知である。

d 文書17

当該文書は，平成26年度に厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長等宛てに発出した翌年度から施行する「一体的実施事業実施要領の改正について」の通知である。

(イ) 当審査会において確認したところ，文書3，文書6，文書14及び文書17は，特定ハローワークが別紙の1の①ないし③の文書を特定市に提供した日（平成26年10月29日）以降，本件開示請求日（平成27年7月8日）までの間に，上記イで特定された文書2，文書5，文書13及び文書16の改定版として施行されたものであることが認められ，上記（1）の（iii）の「特定ハローワークから特定市へ別紙の1の①ないし③の文書を提供した以降，開示請求日までの間に，当該別紙の1の①ないし③の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書」に該当するものと認められ

る。

(3) 本件対象文書のうち別紙の2に掲げる文書15ないし文書17は、厚生労働省職業安定局長から新潟労働局長宛ての一体的事業実施要領の通知文書であるが、同労働局から特定ハローワーク宛てに通知されていない。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、一体的事業実施に係る協定については新潟労働局と特定市が締結しているのみで、協議会も特定市が主催し、そこに新潟労働局及び特定ハローワークが参加するものであり、また、新潟労働局管内公共職業安定所がいずれかの地方公共団体と締結している例はなく、このため、新潟労働局において、公共職業安定所宛ての通知文書は不要と判断したものであり、特定ハローワークでは業務の参考として事実上保有していたものであると説明しており、諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書の中で、「また、当該申告書の確認の際に、ハローワークの専門的見地から現在の活動内容では、就労の目途が立たないと判断される場合は、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言されたい」等が記載された文書の元となっている厚生労働省通知が開示されていないと主張する。

これについて、諮問庁は、上記第3の3(3)のとおり、審査請求人が引用した文は、別紙の2に掲げる文書10の別紙(平成25年6月7日付け厚生労働省職業安定局首席職業指導官等発各都道府県労働局職業安定部長宛「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」)に記載されているものであり、その発出の根拠となる厚生労働省通知は、当該別紙の別添(平成25年5月16日付け厚生労働省社会・援護局長発各都道府県知事等宛て「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」)であると説明している。諮問庁の当該説明は、別紙の2に掲げる文書10の別紙及び当該別紙の別添の内容を踏まえると、不自然・不合理であるとは認められない。

イ さらに、審査請求人は、意見書の中で、(i)別紙の2に掲げる文書1ないし文書3の「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の個人票Bの様式(実際に特定ハローワークで使われているもの)の開示が不足している、(ii)同実施要領の個人票Aの作成(及び職安への提出)を必ず行わなければならない、(iii)就労支援チームは、同実施要領の個人票Bに記載し、支援対象者名簿を作製することとなっている、(iv)別紙の2に掲げる文書15ないし文書17における

一体的事業実施要領の別紙1～3による個別の協定による文書等さえ、最低限のものを出そうとする意思が見られないなどと主張している。

これについて、諮問庁は、上記(i)については、実際に用いられている個人票Bは、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3に添付されている様式と同じであり、また、上記(ii)及び(iii)については、作成された個人票Aや支援対象者名簿の開示を求めているものと解されるが、これについては、上記(iv)の一体的事業実施要領に基づく協定書も併せ、特定ハローワークが、別紙の1の①ないし③の文書を作成するに当たり取得・収受・保存したものではないため、開示対象には当たらないものと判断しており、審査請求人から改めて協定書を特定して開示請求があれば、開示対象になり得るものと考えていると説明している。

そこで、諮問庁から特定ハローワークで使われている個人票Bの様式の提出を受けて確認したところ、当該様式は別紙の2に掲げる文書1ないし文書3に添付されている様式と同一である旨の諮問庁の説明は首肯でき、また、上記(ii)ないし(iv)において審査請求人が指摘する文書についても、その性格に照らせば、当該文書は本件請求文書に該当しない旨の諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

(5) 以上のことから、新潟労働局において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、新潟労働局において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

特定市への情報公開によって得られた下記①ないし③の特定文書について、特定ハローワークで作成するにあたり取得・收受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、下記①ないし③の特定文書を含め、特定市へ下記①ないし③の特定文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書

① sent : 特定年月日特定時刻 subject : 常設窓口の推進策について

② 特定施設，特定区常設窓口における生保事業推進策（案）

③ 3 生保事業期間満了者（打ち切りを含む）の再求職登録の取り扱い

2 本件対象文書

文書1 平成25年4月12日付け新労安発第140号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」

文書2 平成26年4月24日付け新労安発0424第4号「「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の一部改正について」

文書3 平成27年4月3日付け新労安発0403第4号「「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の一部改正について」

文書4 平成25年4月12日付け支援第22号「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」

文書5 平成26年4月10日付け支援第17号「「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」の一部改正について」

文書6 平成27年4月3日付け支援第21号「「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」の一部改正について」

文書7 特定施設，特定区常設窓口における生保事業推進策（案）

文書8 特定市独自様式「求職活動状況申告書」の様式と記載例

文書9 特定市独自様式「求職活動状況申告書」（就労活動促進費対象）の様式と記載例

文書10 平成25年7月17日付け支援第44号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」

文書11 平成25年7月17日付け支援第45号「生活保護法による保護の実施要領の一部改正（就労活動促進費の創設）について」

文書12 平成25年4月12日付け新労安発第141号「生活福祉・就労支援協議会設置要領の改正について」

文書13 平成26年4月10日付け新労安発0410第1号「生活福祉・就労支援協議会設置要領の改正について」

文書14 平成27年4月3日付け新労安発0403第3号「「生活福祉・就労支援協議会の設置について」の改正について」

文書15 平成25年3月29日付け職発0329第14号「一体的実施

事業実施要領の改正について」

文書16 平成26年3月31日付け職発0331第28号「一体的実施
事業実施要領の改正について」

文書17 平成27年2月17日付け職発0217第2号「一体的実施事
業実施要領の改正について」